

○総務省令第五十六号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四十三条第五項及び第七十条の二第一項並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二条第一項第七号ロ及びハ並びに第四十二条第一項第十一号ハの規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月二十四日

総務大臣 寺田 稔

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(令第一条第一項第七号口の総務省令で定めるもの)</p> <p>第二条の二 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「令」といふ。)</p> <p>第二条第一項第七号口の総務省令で定めるものは、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第一項第九号口に規定する最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものとする。</p> <p>(令第一条第一項第七号ハの総務省令で定める者)</p> <p>第二条の二の二 令第一条第一項第七号ハの総務省令で定める者は、健康保険法第三条第一項第九号ハに規定する厚生労働省令で定める者とする。</p> <p>(余裕金の運用計画を作成する支部)</p> <p>第二条の二の三 令第十七条に規定する総務省令で定める支部は、国の職員である組合員及び組合役員である組合員のみに係る支部以外の支部とする。</p> <p>(法第四十三條第五項の総務省令で定める者)</p> <p>第二条の二の四 法第四十三條第五項の総務省令で定める者は、令第二条第一項第七号及び第四十二條第一項第十一号並びに地方公務員等共済組合法施行規程(昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号。以下「施行規程」といふ。)</p> <p>第百七十九條第一項第五号、第百七十九條の二第一項第四号、第百七十九條の三第一項第四号及び第百七十九條の四第一項第四号に掲げる者とする。</p> <p>(一部負担金の額の特例に係る特別の事情)</p> <p>第二条の三の三 法第五十七條の二第一項に規定する総務省令で定める特別の事情は、健康保険法第七十五條の二第一項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情とする。</p> <p>(法第七十條の二第一項のその子が一歳に達した日後の期間について育児休業等を行うことが必要と認められるものとして総務省令で定める場合)</p> <p>第二条の五の五 法第七十條の二第一項に規定する総務省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第七十條の二第一項に規定する育児休業等(以下この条及び次条において「育児休業等」といふ。)に係る子について、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九條第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四條第二項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行つてゐるが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>二 常態として育児休業等に係る子の養育を行つてゐる配偶者であつて当該子が一歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であつたものが次のいずれかに該当した場合</p> <p>「イ 略」</p>	<p>[新設]</p> <p>(余裕金の運用計画を作成する支部)</p> <p>第二条の二 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「令」といふ。)</p> <p>第十七条に規定する総務省令で定める支部は、国の職員である組合員及び組合役員である組合員のみに係る支部以外の支部とする。</p> <p>[新設]</p> <p>(一部負担金の額の特例に係る特別の事情)</p> <p>第二条の三の三 法第五十七條の二第一項に規定する総務省令で定める特別の事情は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十五條の二第一項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情とする。</p> <p>(法第七十條の二第一項のその子が一歳に達した日後の期間について育児休業等を行うことが必要と認められるものとして総務省令で定める場合)</p> <p>第二条の五の五 法第七十條の二第一項に規定する総務省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 育児休業に係る子について、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九條第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四條第二項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行つてゐるが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>二 常態として育児休業に係る子の養育を行つてゐる配偶者であつて当該子が一歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であつたものが次のいずれかに該当した場合</p> <p>「イ 同上」</p>

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業等に係る子を養育することが困難な状態になったとき。  
ハ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業等に係る子と同居しないこととなったとき。

〔二 略〕

三 育児休業等の申出をした組合員について産前産後休業（法第四十三条第十四項に規定する産前産後休業をいう。以下同じ。）の期間が始まったことにより、当該申出に係る育児休業等をする期間が終了した場合であつて、当該産前産後休業の期間が終了する日（当該産前産後休業の期間の終了後に引き続き当該産前産後休業期間中に出生した子に係る新たな育児休業等の期間が始まった場合には、当該新たな育児休業等の期間が終了する日）までに、当該産前産後休業の期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つた場合。

イ 死亡したとき。

ロ 養子となつたことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなつたとき。

四 育児休業等の申出をした組合員について法第七十条の三第一項に規定する介護休業を開始するため、当該申出に係る育児休業等をする期間が終了した場合であつて、当該介護休業の期間が終了する日までに、当該介護休業の期間に係る対象家族が、次のいずれかに該当するに至つた場合。

イ 死亡したとき。

ロ 離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族と組合員との親族関係が消滅したとき。

五 育児休業等の申出をした組合員について新たな育児休業等の期間が始まつたことにより、当該申出に係る育児休業等をする期間が終了した場合であつて、当該新たな育児休業等の期間が終了する日までに、当該新たな育児休業等の期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つた場合。

イ 死亡したとき。

ロ 養子となつたことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなつたとき。

ハ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。

〔2 略〕

（子の養育以外の標準報酬の月額の特例の開始事由）

第二条の六の四 法第七十九条第一項に規定する総務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

〔一 略〕

二 法第百十四条の二第一項の規定の適用を受ける育児休業等を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該育児休業等を終了した日の翌日が属する月に法第百十四条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始している場合を除く。）。

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき。

ハ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき。

〔三 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔2 同上〕

（子の養育以外の標準報酬の月額の特例の開始事由）

第二条の六の四 法第七十九条第一項に規定する総務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

〔一 略〕

二 法第百十四条の二の規定の適用を受ける育児休業等を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該育児休業等を終了した日の翌日が属する月に法第百十四条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業（法第四十三条第十四項に規定する産前産後休業をいう。次号において同じ。）を開始している場合を除く。）。

<p>三 法第百十四条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該産前産後休業を終了した日の翌日が属する月に法第百十四条の二第一項の規定の適用を受ける育児休業等を開始している場合を除く。）</p> <p>〔四 略〕</p> <p>〔令第四十二条第一項第十一号ハの総務省令で定める者〕</p> <p>〔第二条の九の二 令第四十二条第一項第十一号ハの総務省令で定める者は、健康保険法第三条第一項第九号ハに規定する厚生労働省令で定める者とする。〕</p> <p>〔市町村連合会の経理単位〕</p> <p>第六条 〔略〕</p> <p>〔2～6 略〕</p> <p>7 市町村連合会は、福祉事業又は法附則第十四条の三第一項の事業（以下この項において「市町村連合会が行う共同事業」という。）を行う場合においては、第一項及び第十一条の四第二項において準用する地方公務員等共済組合法施行規程第六条第一項に規定する経理単位のほか、当該福祉事業又は市町村連合会が行う共同事業に係る経理単位を設けることができる。</p>	<p>三 法第百十四条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該産前産後休業を終了した日の翌日が属する月に法第百十四条の二の規定の適用を受ける育児休業等を開始している場合を除く。）</p> <p>〔四 略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔市町村連合会の経理単位〕</p> <p>第六条 〔同上〕</p> <p>〔2～6 同上〕</p> <p>7 市町村連合会は、福祉事業又は法附則第十四条の三第一項の事業（以下この項において「市町村連合会が行う共同事業」という。）を行う場合においては、第一項及び第十一条の四第二項において準用する地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号。以下「施行規程」という。）第六条第一項に規定する経理単位のほか、当該福祉事業又は市町村連合会が行う共同事業に係る経理単位を設けることができる。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和四年十月一日から施行する。